

## 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (5月30日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	5
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	6
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	8
意見案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 .....	9
決議案第4号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 .....	11
閉会の宣告 .....	13
署名議員 .....	13

平成28年第4回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成28年5月30日  
会期 1日間  
閉会 平成28年5月30日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
5月30日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第2号～承認第4号委員会付託省略（即決） 意見書等の処理

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成28年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成28年5月30日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成28年5月30日 午前10時00分)

閉 会 (平成28年5月30日 午前11時20分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 財 務 課 長 知 念 和 史

総務課長兼  
村史編纂室長 神 里 富 松 住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価委員会 条例の一部を改正する条例の一部改正）	提案説明 付託省略
5	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の 一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保 険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
7	意見案 第2号	米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書	提案説明 付託省略
8	決議案 第4号	米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議	提案説明 付託省略

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
ただいまから平成28年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。  
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月30日提出  
大宜味村長 宮城功光

以下、内容につきましては担当課長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは承認第2号の内容につきまして御説明いたします。

行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定することの整備を行うことから、平成28年条例第6号にて改正した固定資産評価審査委員会条例の規定にかかわる経過措置の未施行部分の一部改正でございます。御承認よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成28年5月30日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容については担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

○ 財務課長(知念和史) 承認第3号の内容につきまして説明いたします。

今回、地方税法の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同条第3項の規定に基づき報告申し上げ承認を求めようとするものでございます。

まず、第1条に大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成27年条例第21号にて改正した附則の未施行部分の一部改正を第2条で改正する条例でございます。

主な改正内容について御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文等の整備等、字句等の削除、修正は省略させていただきます。説明資料の新旧対照表で御説明いたします。

説明資料の4ページ、第1条での改正では、18条の2については行政不服審査法の施行に伴う所要の規定の整備でございます。第56条、第59条については固定資産税の非課税の規定についての改正でございます。附則、第10条の2については、固定資産税の課税標準の特例措置の割合を国が定める範囲内で市町村で定める地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例について規定したのですが、今回新たに規定を追加するものであります。それぞれの所定の法律に定められた施設の導入、配置したものについて、その固定資産税の負担軽減を行うものでございます。なお、特例率につきましては、国が定めた範囲の中で示された参酌基準を採用してございます。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

説明資料8ページ、第2条による改正では、平成27年条例第21号にて改正した附則の未施行部分の村たばこ税に関する経過措置についての規定の整備でございます。施行期日は、附則第5条第7項の一部で、平成29年1月1日と平成29年4月1日があり、残りにつきましては平成28年4月1日からとなります。附則につきましては、第1条は施行期日、第2条は固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

以上、専決処分の報告について御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。



(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月30日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容につきましては担当課長から説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

(宮平和美住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(宮平和美) では、私のほうから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて補足して説明をいたします。

今回、地方税法の一部改正する法律(平成28年法律第13号)等が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をしております。そのため同条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めるものであります。

主な改正内容について説明いたします。なお、字句の削除、修正等は省略させていただきます。

今回、条例の主な改正点は2つあります。1点目の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額についてです。第2条第2項ただし書中及び第23条中の基礎課税額に係る課税限度額を「52万円」から「54万円」に。第2条第3項ただし書中及び第23条中の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「17万円」から「19万円」へ改正されます。

2点目の改正は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準についてです。第23条第2号中の5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、「26万円」から「26万5,000円」に、同条第3号中の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、「47万円」から「48万円」に改定されます。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

なお、説明資料として新旧対照表を添付してございます。専決処分の御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時17分)

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

---

#### ◎意見案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 全員発議により提出されました意見案第2号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第2号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年5月30日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 前田 孝 宮城辰徳 金城 勇 仲井間宗利 新城一智 大城佐一 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による事件に対し、関係機関へ強く要請するため。

米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体と

なって発見された。沖縄県警は同日、遺体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであり、我々県民は怒り心頭に達し、基地の全面撤去を求める声もある。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性遺体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要求する。

#### 記

1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。
3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 5月30日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略し

ます。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎決議案第4号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 全員発議により提出されました決議案第4号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。2番 新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) 決議案第4号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年5月30日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 新城一智 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による事件に対し、関係機関へ強く抗議するため。

決議文を読み上げたいと思います。

#### 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は同日、遺体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであり、我々県民は怒り心頭に達し、基地の全面撤去を求める声もある。

本村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止

め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性遺体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要求する。

#### 記

1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。
3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、決議する。

平成28年 5月30日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 米国大統領、米国国務長官、米国国防長官、駐日米国大使、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官

以上であります。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第4号 米軍属による女性遺体遺棄事件に関する抗議決議を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

(午前11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員